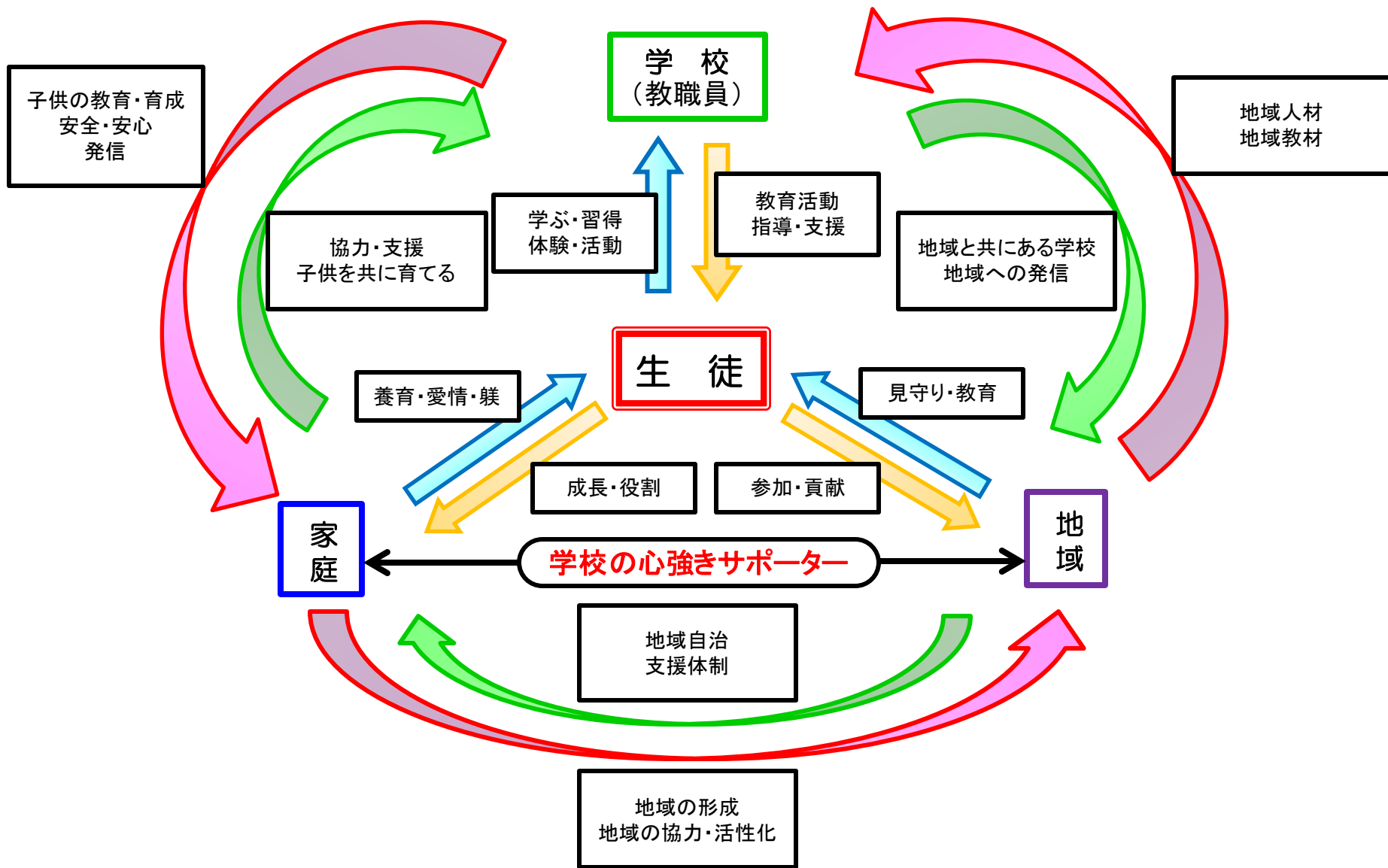


2023 学校経営方針の実現に向けて ～チーム木曽～



(教員)

第九条

法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

(家庭教育)

第十条

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

2023年度の木曾中の教育

【教育目標】

- ・ 知性を磨き
- ・ 意志を鍛え
- ・ 健康な心と
からだをつくる

本気、勇気、礼儀

木曾フラインドで高める人間力

**あたたかさ
きびしさ**